

発行所

株式会社 F.P.シミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

債務が控除不足になるときは

Q: 父が死亡しました。父の法定相続人は、長男である私と、弟の2人です。弟の場合、相続する財産から負担する債務を控除すると赤字になります。

この赤字の金額を、私の課税価格から差し引くことはできますか。

A: 債務の控除不足額を他の相続人の相続財産から控除することはできません。

【解説】

財産を取得した者の課税価格とは、相続又は遺贈により取得した財産の価額から、被相続人の債務及び葬式費用のうちその者の負担する部分の金額を控除した金額と規定されています。

相続財産を取得した者が2人以上いる場合に、そのうちの1人が取得した財産の価額から、その者の負担した被相続人の債務及び葬式費用の額を控除した金額が赤字の場合は、その相続人の課税価格はゼロとなります。その赤字部分を他の相続人の相続財産から控除することはできません。

また、債務控除は、相続開始前3年以内に贈与により取得した財産の価額を加算する前の課税価格から行うことになっていますので、加算した贈与財産の価額からは債務控除ができないことになっています。

